

宇佐市社会福祉法人指導監査実施要綱

平成25年3月29日

宇佐市告示第83号

改正 平成29年6月22日宇佐市告示第126号 令和5年2月27日宇佐市告示第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）その他関係法令の規定に基づき設立された社会福祉法人（以下「法人」という。）に対し、法第56条第1項その他関係法令の規定に基づいて行う指導監査について必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の基準)

第2条 法人の自主性・自律性を尊重し、指導監査の効率化・重点化及び明確化を図るため、法人の指導監査を行う基準は、次条から第13条に定めるもののほか、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知。以下「実施要綱」という。）に定めるとおりとする。

(一般監査及び特別監査の実施方法等)

第3条 指導監査は、一般監査及び特別監査とし、いずれも実地において行う。ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。

(1) 一般監査

ア 一般監査は、次条に規定する実施計画を策定した上で、実施要綱の別紙「指導監査ガイドライン」（以下「指導監査ガイドライン」という。）に基づいて実施するものとし、毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する実施周期については、3箇年に1回とする。

(ア) 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

(イ) 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

なお、法人に対する一般監査と施設又は事業に対する監査との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、監査の実施の周期を3箇年に1回を超えない範囲で設定することができる。ただし、その場合には、法人の理解と協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

イ アにかかわらず、アの(ア)及び(イ)に掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が以下のいずれかの場合に該当し、毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると認められるときは、一般監査の実施の周期を、以下に掲げる周期まで延長することができる。

(ア) 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合は5箇年に1回

(イ) 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査

人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合は5箇年に1回

(ウ) 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類が提出された場合は4箇年に1回

ウ アにかかわらず、アの(ア)及び(イ)に関して問題が認められない法人のうち、イに掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、以下のいずれかの場合に該当し、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると認められるときは、一般監査の実施周期を4箇年に1回まで延長することができる。

(ア) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO9001の認証取得施設を有していること。

(イ) 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われている等。）。

(ウ) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

(2) 特別監査

特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する。その実施に当たっては、指導監査ガイドラインに基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

- 2 新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施するものとする。
- 3 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応するものとする。
- 4 法人に対する一般監査の指導監査事項は、次に掲げるところにより省略等することができるものとする。

(1) 会計監査人等を設置している法人

法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、指導監査ガイドラインのⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略することができるものとする。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

(2) 専門家による財務会計に関する支援を受けている法人

専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類により、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると認められる場合には、指導監査ガイドラインのⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略す

ることができるものとする。

(3) その他

(1)の会計監査及び(2)の専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人に対する指導監査の実施に当たっては、指導監査ガイドラインのⅠ「法人運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類の内容を活用し、効率的な実施を図るものとする。

(実施計画の策定)

第4条 一般監査の実施計画は、毎年度当初に策定するものとする。

2 前項の実施計画の策定に当たっては、指導監査ガイドライン及び前年度の指導監査結果等を勘案し、指導監査に当たる職員（以下「指導監査担当職員」という。）相互の有機的連携を図るなど指導監査の効率的な実施について配慮するものとする。

(指導監査班の編成)

第5条 監査は、原則として、指導監査室の職員2人以上をもって編成するものとする。

(指導監査の通知)

第6条 指導監査の実施に当たっては、法人に対し、その期日、指導監査担当職員の氏名その他必要な事項を原則として1月前までに通知するものとする。ただし、緊急に実施する必要がある場合は事前通知を省略することができる。

(指導監査の事前準備)

第7条 指導監査担当職員は、当該法人に対する前回の指導監査結果の問題点その他必要とする事項について、事前に十分調査・検討し、指導監査の実効を期すよう努めるものとする。

2 指導監査の効率的実施を図るため、指導監査に必要な資料は、法人にあらかじめ整備を行わせるとともに、必要に応じて事前に提出を求めるものとする。

(実施上の留意事項)

第8条 指導監査担当職員は、指導監査の趣旨を十分に理解し、その目的達成に努め、その職務を行うに当たっては、特に次の点に留意するものとする。

(1) 公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、指導援助的な態度で臨むこと。

(2) つとめて関係者の理解と自発的な協力が得られるよう配慮すること。

(3) 直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、必要に応じて法人の責任者及び監事の参加又は立会いを求め、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。

(4) 問題点を認めるときは、できるだけその発生原因の究明を行うよう努めること。

(5) 指示又は回答は明確に行い、上司の指示を要すると判断される事項については、上司の指示を受けた後に、指示又は回答を行うこと。

(指導監査結果の処理)

第9条 指導監査担当職員は、指導監査終了後、法人の責任者、監事及び関係職員の出席を求め、その結果を講評し、改善が必要な事項を口頭で指示するものとする。ただし、人事等特に幹部職員のみには講評を行うことを適当とする事項については、当該職員に対し別途講評し、指示を行うものとする。

2 指導監査担当職員は、帰庁後速やかに復命書を作成し、かつ、これに指導監査担当職員の見解及び現地における意見、要望等を付して上司に報告するものとする。

3 指導監査の結果、是正又は改善を要する事項については、その内容及び改善方法等を具体的に文書で当該法人の代表者に通知するものとする。

4 指摘事項に対する是正改善の状況は、期限を付して報告を求めるほか、必要に応じてその状況を確認する等の措置をとるものとする。

(改善命令等)

第10条 指導監査の結果、法人の運営が著しく適正を欠くと認められた場合又は前条第3項の

規定に基づく改善等の指示を行っても改善の措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、法令の規定により改善を命ずる等所要の措置を講ずるものとする。

(指導監査会議の設置)

第11条 社会福祉法人の指導監査を効果的に実施することを目的として、宇佐市社会福祉法人等指導監査会議を設置する。

2 宇佐市社会福祉法人等指導監査会議の組織及び運営については別に定める。

(指導監査情報の公表)

第12条 指導監査に関する情報は、法人によって提供される福祉サービスの質の向上及び福祉サービス利用者の保護に資するために必要と認められるときは、法令により非公開とされている場合を除き、本市のホームページにおいてこれを公表することができるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月22日宇佐市告示第126号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年2月27日宇佐市告示第35号)

この告示は、公示の日から施行する。